

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	陳 馳
論文題目	観月の諸相にみる平安時代の「文芸」		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、観月を素材として平安時代の「文芸」を分析し、そこから国風文化の基底にある和風化の本質を解明しようとするものである。本論文が用いる「文芸」という概念は、個人的、社会的に行われる文学の創作行為を指す。この概念は、和風化の実相を立体的、重点的に明らかにする上で、作品そのものに焦点をあてる文学や、政治や美術などの側面をも内包する文化といった概念に比して有用なものとして予想される。平安貴族が文学作品を創作する際の意識と場との両面を検討の対象とすることを目的に、本論文では「文芸」という概念を意図的に使用する。</p> <p>第一章では、八月十五夜の観月を分析する。唐代に形成された八月十五夜の観月は、晩唐から宋代にかけて風俗化を遂げた。日本の文人貴族が受容した八月十五夜の観月は、唐代における文人の風流な遊びとしてのそれであったが、その後、和歌の詠進を伴う和風の宴遊へと変貌していくこととなる。康保3年(966)の清涼殿の宴と寛治8年(1094)の鳥羽殿の宴とがそうした和風「文芸」の典型で、前者には観月の純粹さの欠如が認められるものの、平安貴族の美意識が如実に現れており、後者からは管弦や和歌などと融合した和風の観月の姿を看取できる。しかし、それらは単発的に開催されたものであり、恒例化した年中行事とは認めることができない。平安時代の八月十五夜の観月は、宮廷儀式として確立するまでには至らず、定式化するまでの過渡的な段階にあったといえる。</p> <p>第二章では、九月十三夜の観月の展開を「名月意識」に関連付けながら検討する。11世紀中葉に登場した九月十三夜の観月では、その詠歌に「名に高し」など「名」の表現を用いることが多い。宇多法皇が九月十三夜の月を讃えたとする記述を参照すると、こうした「名」の表現は、九月十三夜の「名」の由来やその先例を意識した表現と考えられ、この理解は、それ以前に定着していた八月十五夜の詠歌において、11世紀末まで「名」の表現が存在しない点からも傍証される。12世紀30年代からは、八月十五夜と九月十三夜とが相互に意識して観賞されるようになり、両者を「名月」として並称する「名月意識」が成立することとなった。</p> <p>第三章では、「ありあけの月」と「待月」との関係性を考察する。『色葉字類抄』からは「ありあけ」が「待月」とも表記されていたことがわかるが、これは、夕闇の時間を待たねば姿を現さないといった側面が、「ありあけの月」の不可欠な要素</p>			

だったことに由来する。「ありあけ頃の月」と同様、「夜更け以後に出る月」もまた、「ありあけの月」の重要な一面と見るべきで、「ありあけの月」を詠む歌は、いずれも十九日以降の月を指している。「ありあけの月」の月の出は、特に女性貴族にとっては、思い人の来訪がないと判断する時間的な指標となり、長い夜の慰めの存在にもなった。また、待てば必ず出る「ありあけの月」は、裏切らない象徴としても詠まれることとなる。

第四章では、「待月」としての三日月の受容を検討する。日本では夕闇以降に出る月後半の月のみが「待月」の対象となったが、中国では全ての月が「待月」の対象であった。月前半の「待月」は「月明」を待つもので、中でも三日月の「待月」は特殊な存在として唐詩に鮮明に詠まれることとなる。しかし、日本における三日月の「待月」は一例の詩作でしか見出せず、和風「文芸」としての「待月」と抵触して広まらなかったものと推測される。鎌倉時代に入ると、初秋の三日月を待つことと秋の訪れを待つこととを関連付ける表現が見られるようになり、中国とは異なる感性の登場を読み取ることが可能である。

第五章では、観月の場を提供した庚申待の受容のあり方を考察する。庚申待は、もともと三尸説から生まれた道教の修行法の一環であったが、それが日本に伝来すると、道教の修行法といった本来の趣旨が失われ、詩歌管弦を伴う夜を徹した宴遊へと変化した。60日に一度訪れる庚申待は、貴族生活の夜型化の契機となるとともに、観月を行う重要な場を提供することにもなる。

終章では、以上の観月に関わる分析を踏まえ、平安時代における和風化の実態を三つに類型化する。第一は、漢風「文芸」を理解し、あるいは誤解して受容する形態で、受容の仕方には、形式の変化に止まった八月十五夜の観月や、趣旨までも変化させた庚申待など、種々のあり方が存在した。また、和風「文芸」の趣旨と衝突し、平安貴族の間に定着しなかった三日月の「待月」のごときものも見出すことができる。第二は、漢風「文芸」の影響を受けずに、独自に和風の「文芸」を創造する形態で、九月十三夜の観月と「待つ月」としての「ありあけの月」に対する意識とがそれに該当する。第三は、受容した漢風「文芸」と独自に創造された和風「文芸」とを融合する形態で、九月十三夜と八月十五夜との「名月意識」に基づく並称を、この類型にあてはめることができる。国風文化の基底に存在する和風化には、こうした三種に類型化される様相が存在し、和風化の本質はそれらの様相の総体として捉えることが可能である。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の意義と成果は、おおむね以下の三点にまとめることができる。

第一に、唐代から宋代に至るまでの韻文や、奈良時代・平安時代における漢詩・和歌といった、中国・日本の観月に関する資・史料を博捜し、それらの精緻な読解を通じて、文学の創作行為における中国と日本との意識と場の異同および中国文化の日本での受容のあり方を、具体的かつ立体的に明らかにした点である。論証に用いた資・史料は、中国文学・日本文学・日本史学の隣接諸分野にまたがるもので、多彩で膨大な資・史料を収集・整理し、それぞれの研究手法を理解しながら相互に関連付けたことは、申請者の広範な視野と知識に裏打ちされた学際的な研究と認められる。

第二に、文学や文化とは異なる「文芸」といった概念を用いることによって、文学の創作行為の実態を、意識と場の双方から把握することに成功した点である。論述に用いた資・史料の大半は、観月の際に詠まれた和歌や漢詩であり、そこに反映される意識や場に注目すること自体は、既存の文学研究と何ら変わるものではない。本論文の特質は、こうした創作行為を「文芸」としてあえて概念化し、それによって、意識と場との関係性を意識的、積極的に論じようとしたところにある。その結果、中国文化の受容の実態を、意識と場との有機的な連関という観点から描出することが可能となっており、文学及び文化史研究の新たな視座の提起として、高く評価されるものである。

第三に、平安時代の国風文化の基底に存在する和風化の実相を三つに類型化し、その本質を類型化された様相の総体として捉えた点である。平安時代中期に顕著となる和風化の現象は、一般的には、それ以前に流入した中国文化を咀嚼し、それを日本の風土に適合させたものとして定義づけられている。ともすれば固定的、枠組米的に捉えられがちなこうした定義に対して本論文は、いくつかの類型を和風化の中に見出し、それらを内包する総体として和風化の実態を把握する。このことは、和風化や国風文化の理解を大きく前進させたものと判断してよい。また、中国文化の受容には多かれ少なかれ変容が随伴するといった理解のもと、変容の程度の差や時期を個々の事例に即して考察することに心がけ、さらには漢風「文芸」の影響を受けずに独自に和風「文芸」を創造することについても、和風化の一つとして把握しようとする。こうした視角は刮目に値するもので、今後の研究の進展に寄与する指摘と評価できる。

以上は論文全体の意義と成果であるが、個別的な論点としては、九月十三夜の詠歌において「名に高し」などとして表現される「名」を、日本独自の先例観に

基づくものであると論じた第二章の考察や、「ありあけ」に「待月」との表記があることを端緒として、十九日以降の月に関して月の出を待つ風習があったとする第三章の論述などは、特筆すべき成果として認められる。前者に関しては、昔より伝わってきた名高い月といった側面を九月十三夜の観月の特質と考え、「名月」として並称される八月十五夜と九月十三夜との相違を明白にした。そこから、文学の創作行為における日本独自の意識を浮かび上がらせるとともに、並称が開始される時期が12世紀30年代であることを実証することで、中国文化との融合のあり方を歴史的に解明している。後者に関しては、「ありあけの月」に「ありあけ頃の月」だけではなく「夜更け以後に出る月」といった要素が存在したことを和歌の丁寧な解釈から指摘し、その月の出が時間的な指標となったことや、それが約束を裏切らない象徴として描かれたことを論証する。文学作品の深い読みの可能性を誘引する指摘といえる。

大きな意義・成果が認められる一方で、本論文では十分に追究できなかった点も少なくない。例えば、八月十五夜や九月十三夜といった特殊な観月が分析の対象とされているが、月そのものや、月と密接に関係する夜に対する中国と日本の意識については、本論文の中では明確には論じられていない。また、創作の主体となった文人層の存在形態や彼らが属する社会の構造についての考察も十分とはいえず、その理解も踏まえて上記のような意識や場を位置付けていく必要があるだろう。本論文が提起した「文芸」といった概念についても、その有用性については多角的に検証していくことが必須である。

残された課題は存在するものの、観月を素材として和風化の本質にまで論究した本論文の意義は高く評価されるものであり、学際的な研究手法から導き出された成果もきわめて大きいと判断される。よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年1月31日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降